平成30年度第3回理事会議事録

日　時　　　　平成30年7月18日（水）　14:00～15:00

場　所　　　　日本スポーツ協会　理事・監事室

出席者　　　　＜理事＞
伊藤雅俊会長、岡本毅副会長、泉正文副会長兼専務理事、
大野敬三、ヨーコゼッターランド、森岡裕策の各常務理事、
荒川政利、有竹隆佐、今井純子、宇津木妙子、辛木秀子、河内由博、具志堅幸司、久保田文也、齊藤譲、坂本和彦、坂本祐之輔、佐久間重光、寺尾和祝、丹羽治夫、林孝彦、東地隆司、平田竹男、山本誠三の各理事
＜監事＞
比留間英人監事

理事総数28名、うち出席24名で、定款第37条に基づき理事会成立。
伊藤会長が、平成30年7月豪雨により亡くなられた方々のご冥福と被災された方々にお見舞いの言葉を述べた後、定款第34条により伊藤会長が議長となり議事に入った。

議　案

第1号　第76回国民体育大会開催地（三重県）の決定について　（大野常務理事）

第76回国民体育大会の開催地については、既に三重県に内定しており、本年は開催決定の年にあたる。

開催地決定に先立ち、平成30年5月21日および22日に、本会及び文部科学省が三重県を訪問し、開催準備状況を総合的に視察した結果、開催3年前としては概ね順調に準備が進んでいることを確認した。

また、会期については、各種競技会、気象状況等を勘案し、関係機関・団体等と協議・調整した結果、2021年9月25日から10月5日までの11日間とした。

本件については、去る6月14日開催の第1回国民体育大会委員会の議を経て、文部科学省の了解を得る等、必要な手続きを終了している旨を資料に基づき説明し、第76回国民体育大会開催地として三重県を決定することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

決定後、伊藤会長から三重県・鈴木英敬知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第2号　第78回国民スポーツ大会開催地（佐賀県）の内定について　（大野常務理事）

開催地内定の説明に先立ち、スポーツ基本法の改正により、国民体育大会の大会名称は、2023年開催の大会から国民スポーツ大会に変更となる旨が説明された。

第78回国民スポーツ大会の開催地については、去る6月1日付で佐賀県から、本会及び文部科学省に対して、同大会の開催申請書が提出された。

佐賀県での開催にあたっては、関係競技団体の視察も概ね終了しており、全体的に見て、開催5年前としては準備が順調に進んでいる。

本件については、去る6月14日開催の第1回国民体育大会委員会の議を経て、文部科学省の了解を得る等、必要な手続きを終了している旨を資料に基づき説明し、第

78 回国民スポーツ大会の開催地として佐賀県を内定することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。
決定後、伊藤会長から佐賀県・山口祥義知事に開催内定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 3 号　平成 31 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について
（河内事務局長）
平成 31 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、現在本会の要望額を取りまとめている状況にあるため、要望額を資料として示すまでに至っていない。
今後、国庫補助金については、政府の概算要求基準（シーリング）の動向を見ながら、要望額を取りまとめていくこととなる。
また、公益財団法人 JKA、スポーツ振興基金及びスポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、国庫補助金の要望額を勘案して内容をまとめていきたい旨を説明し、平成 31 年度の国及び公益財団法人 JKA 並びにスポーツ振興基金及びスポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望内容については、伊藤会長に一任する旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 4 号　平成 30 年 7 月豪雨被災地への対応について　（泉副会長兼専務理事）
平成 30 年 6 月末から 7 月上旬頃にかけ西日本を中心に発生した平成 30 年 7 月豪雨災害は、懸命の復旧作業が続けられているが、深刻な状況となっている。
このため、加盟団体ならびに関係諸団体をはじめ、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、公認スポーツ指導者等、スポーツに携わる関係者に対し、広く義援金の募集を平成 30 年 11 月末頃まで行うことを提案。
本日の理事会後、加盟団体宛に案内するとともに、本会ホームページにも掲載し、募った義援金は日本赤十字社を経由し、被災地へ届ける旨を説明。
また、本災害における被災地は広範囲にわたるが、特に被害の大きかった、岡山県、広島県、愛媛県の各体育・スポーツ協会に対して、お見舞金として各 100 万円、計 300 万円を送ることを提案。
さらに、岡山県、広島県、愛媛県の各体育・スポーツ協会からの状況報告に基づき、開催時期、開催場所に配慮の上、被災地の子どもたちを対象とした特別事業等の実施について、伊藤会長に一任する旨、提案。
以上について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。
なお、久保田理事（広島県体育協会専務理事）及び寺尾理事（愛媛県スポーツ協会常務理事）は、議決を回避した。

また、議決後に広島県、愛媛県の状況について、久保田理事及び寺尾理事から以下のとおり報告。

（久保田理事）
広島県 23 市町の内 22 市町が被災し人的被害や家屋の被害があった。10 日ほど経ち、ようやく高速道路が通れるようになり、物資が届くようになったため生活が元通りになりつつある。
しかし、特に被害の大きかった呉市、熊野町、三原市については、ボランティアの支援により復旧作業が続けられているが、水道などのライフラインが復旧してお

らず、依然として厳しい状況にある。

国体中国ブロック大会は山口県開催のため、今のところ特に大きな問題はないが、カヌー競技については広島県の選手が出場できない状況となったことから、競技会の順延要請を申し入れ、認められた。

また、子どもたちやスポーツ選手が練習できずに試合に臨む状況にあり、思うような成績を得られていないのが現状である。

まだまだ復旧には時間がかかるが、役員各位のご支援をお願いしたい。

（寺尾理事）

人的被害、孤立集落が発生しており、避難者は減少しつつあるが依然として厳しい状況にある。特に被害が大きかった大洲市、宇和島市、西予市、上島町は断水が続いており、ライフラインの復旧が急がれている。JR においても復旧の見込みが立っていないところがある。

国体四国ブロック大会開催地の高知県も被災しており、会場を変更するなど四国4県で協議しながら進めている。

報告事項

1．会務関係

(1) 昨今のスポーツ界において発生した事案に対する本会会長メッセージについて

（泉副会長兼専務理事）

スポーツ現場における反倫理的行為の根絶に向け、本会では平成 25 年に採択した「スポーツ界における暴力行為等根絶宣言」をはじめとし、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」の作成・配布や、各種講習会・研修会等において周知してきた。

しかし、本会の暴力行為等相談窓口への相談件数は増加傾向にあり、スポーツ指導者のみならず、プレーヤーによる反倫理的行為についても報道される状況にある。

このような状況に鑑み、わが国スポーツの統括団体としての本会の考え方を改めて示すため、伊藤会長名によるメッセージを発信することとした。

メッセージでは、プレーヤーを中心にスポーツ指導者をはじめ、プレーヤーを取り巻く全ての関係者（アントラージュ）が存在し、それを支えるスポーツ団体・組織がある構図とし、「プレーヤー」「スポーツ指導者」「アントラージュ」「スポーツ団体・組織」の 4 つのカテゴリーに対するメッセージで構成している。

本メッセージは、本理事会終了後本会ホームページに掲載するとともに、各加盟団体に対しても通知する旨、説明。また、役員各位に対し、スポーツ現場から反倫理的行為を根絶すべく、本メッセージの周知について協力を依頼。

(2) 次期役員候補者選定委員会について　（河内事務局長）

平成 30 年 6 月 6 日開催の平成 30 年度第 2 回理事会において説明のとおり、本会の役員（理事・監事）は、一部を除いて 2019 年度の定時評議員会終結をもって改選となり、学識経験理事候補者及び監事候補者を選定する「次期役員候補者選定委員会」の委員の選定は、伊藤会長はじめ幹部役員に一任することが承認されており、下記のとおり 8 名が就任した旨、報告。

今後、本選定委員会では、平成 30 年度第 2 回理事会において承認された次期役員改選の手順に則り、学識経験理事候補者及び監事候補者の選定を取り進める旨、

説明。

また、選考に対する基本的考え方や公募の必要性の判断など、候補者の具体的な審査・選定に関わる方法等の検討・実施については、透明性・適切性の確保に配慮しながら、同委員会に一任することが了承された。

役員候補者選定委員会委員名簿

氏　名	日本スポーツ協会役職名	所　属　等
泉　　正文	日本スポーツ協会副会長兼専務理事	日本水泳連盟副会長
大野　敬三	日本スポーツ協会常務理事	都道府県体育協会連合会幹事長
桂　千恵子	日本スポーツ協会評議員	大阪体育協会副会長
辛木　秀子	日本スポーツ協会理事	熊本県体育協会常務理事
寺澤　正孝	日本スポーツ協会評議員	弁護士
並木　一夫	日本スポーツ協会評議員	東京都体育協会理事長
不老　浩二	前日本スポーツ協会理事	学識経験者（外部有識者）
眞下　　昇	日本スポーツ協会評議員	競技団体評議員連合会会長

*50音順

２．国民体育大会関係　（大野常務理事）

(1) 大会名称変更について

国体の名称変更については、平成 29 年 6 月 23 日開催の平成 29 年度定時評議員会に「国民スポーツ大会」を新名称とすることが承認され、最終的にスポーツ基本法の改正に準じた名称に変更することとしていた。

その後、平成 30 年 6 月 13 日の第 196 回国会において、「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」が成立し、スポーツ基本法第 26 条の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」とすること、施行期日は平成 35（2023）年 1 月 1 日施行とすることと改正された旨、報告。

新名称は、2023 年の 1 月から 2 月に開催予定の第 78 回冬季大会から適用となり、本理事会議案第 2 号において開催地が佐賀県に内定した 2023 年開催の第 78 回大会は「国民スポーツ大会」の名称になる旨、説明。

また、大会名称の変更に伴い、平成 30 年 6 月 14 日開催の平成 30 年度第 1 回国民体育大会委員会において、新名称である「国民スポーツ大会」の英語表記を「JAPAN GAMES」、略称を「国スポ」に決定した旨、併せて報告。

(2) 第 76 回国民体育大会冬季大会（スケート競技会・アイスホッケー競技会）開催地（愛知県）の決定について

平成 30 年 3 月 7 日開催の平成 29 年度第 6 回理事会において、2021 年の第 76 回冬季大会・スケート競技会のショートトラック種目、フィギュア種目、アイスホッケー競技会について、平成 30 年 2 月 19 日に愛知県に対して開催要請を行ったことを報告している。

平成 30 年 6 月 8 日付で愛知県から開催受諾書が提出され、同年 7 月 5 日に愛知県に対して開催決定書を手交し、正式に愛知県が開催地に決定した旨、報告。

３．国際交流関係　（丹羽理事）

(1) 国際交流・協力プラン 2018-2022 の策定について

国際交流専門委員会では、「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」の目標を着実に実行するとともに、文部科学省の「第 2 期スポーツ基本計画」や国際連合の「持続可能な開発目標」などのスポーツをめぐる国・内外の動向に鑑みて、本会

の取組を充実・発展させるためのアクションプラン「国際交流・協力プラン 2018-2022」を策定した。

今後5年間の施策として「韓国および中国とのスポーツ交流の充実」、「日・韓・中ジュニア交流競技会の充実」、「加盟団体等のスポーツによる国際交流の促進」、「ASEAN 諸国におけるスポーツを通じた国際協力」、「スポーツ関連機関・団体との関係強化」の5つの柱を設定した。また、これらの施策と併せて取り組む事項および中長期的な課題として「業務の効率化」、「財源の確保」、「新たな交流相手国の模索」の3つを挙げた。

それぞれの施策には、「目的」、「目標」、「評価指標」、「取組」の4つの流れで構成し、5年間の段取りを明確にするとともに進行度を定量的に評価できるよう作成した旨、報告。

今後は本会ホームページ等で情報発信するとともに、進捗状況を国際交流専門委員会にて確認する旨、説明。

(2) 2018年日中成人スポーツ交流(派遣) の終了について

平成30年6月8日から12日までの5日間、辛木秀子理事を団長として、静岡県体育協会から推薦された日本選手団、総勢61名を中国陝西省西安市へ派遣した。

日本選手団は、中華全国体育総会及び陝西省体育総会により準備されたプログラムを通じて、現地のスポーツ愛好者とのスポーツ交流を行うなど親善を深めるとともに、文化探訪では中国の歴史や文化を体験することができ、有意義な交流となった旨を報告。

また、派遣団団長の辛木理事から、現地での競技や交流等の様子について感想が述べられた。

4．スポーツ少年団関係　（坂本祐之輔理事）

・第1回ジュニアスポーツフォーラムの終了について

平成29年度まで個別に実施していたスポーツ少年団指導者全国研究大会、ジュニアスポーツの育成と安全安心フォーラム、全国スポーツ少年団リーダー連絡会を統合した第1回ジュニアスポーツフォーラムを、平成30年6月17日に東京都内において、スポーツ少年団指導者など376名の参加を得て開催した旨を報告。

友添理事の特別講演では「提言 今後の地域スポーツ体制の在り方」のテーマにより、現在のジュニアスポーツが抱える問題点と子どものスポーツ権の確保を最大の目的として、子どもたちが目的・志向・嗜好・技能等に応じて、自ら行いたいスポーツに親しむことができる環境を整備することの重要性が説明された。

参加者は、変わりつつある社会環境のなかで、子どものスポーツ権を守ることを共通目標として、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動が手を携えていくことの必要性を認識することができた。

また、ジュニアスポーツに関わる5つのテーマによる分科会が行われ、発表者と参加者を交えた活発な意見交換が行われた旨を報告。

5．スポーツ指導者育成関係　（ゼッターランド常務理事）

(1) 公認スポーツ指導者育成アクションプラン2018の策定について

「スポーツ推進方策 2018」に基づくスポーツ指導者育成に関する今後5年間のアクションプランについて、平成30年6月12日開催の指導者育成専門委員会において策定した旨を報告。

公認スポーツ指導者を「増やす」、「質を高める」、「活躍の機会を広げる」の3つの基本方針のもと各施策に取り組み、公認スポーツ指導者制度の改定や広報活動の強化、持続可能な開発目標に係る国・内外との連携を図っていくとともに、本プランの取組内容の変更・追加や、スケジュールの修正を行っていく。

今後は加盟団体をはじめ協同認定団体等に対し本プランを報告するとともに、取組の進捗状況を指導者育成専門委員会にて確認していく旨、説明。

(2) 公認スポーツ指導者の処分について

平成30年5月18日及び7月2日開催の指導者育成専門委員会処分審査会において、処分を決定した3件について、以下のとおり報告。

1件目は、スポーツ少年団の指導者であるバレーボール指導員が、当該所属団員とその保護者の了解を得ることなく、一方的に当該団員を退団させスポーツ少年団活動を中止に至らせたとして、公認スポーツ指導者処分基準に基づき資格停止 24カ月とした。

本件の指導者はスポーツ少年団指導者でもあるため、日本スポーツ少年団処分審査会においても処分されている。

2件目は、水泳上級コーチ・上級教師が、スイミングクラブに在籍していた選手の喉元を手で押さえつけ退会に至らせ、また別の選手に対して暴言を発し、当該選手は付添者がいなければ大会や合宿に参加できない状態に至らせたとして、公認スポーツ指導者処分基準に基づき資格取消とした。

3件目は、相撲指導員が、高等学校の部活動において部員が指示したことを行っていなかったことを受け平手打ちを行い、鼓膜を破る全治3週間の傷害を負わせるとともに暴言を発したとして、公認スポーツ指導者処分基準に基づき資格停止 12カ月とした。

処分の効力発生は、処分決定通知書を本人が受領した日からとなる旨、説明。

その他　（河内事務局長）

第4回理事会は、平成30年11月8日（木）14 時から開催予定である旨、連絡。

以上の報告を了承後、15時00分に閉会。